

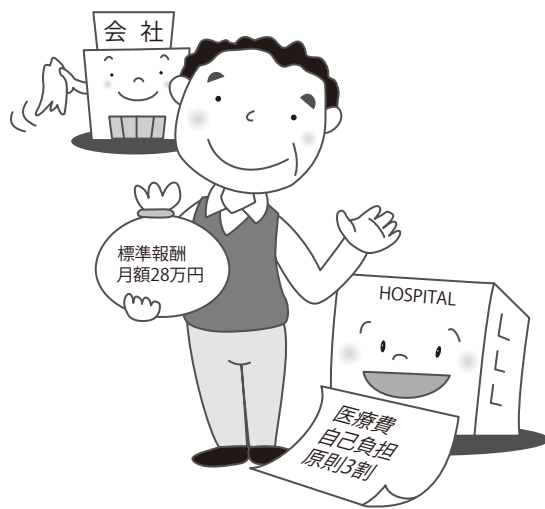
特例退職被保険者のみなさまへ

国は持続可能な社会保障制度を確立するため、さまざまな制度見直しを推進しています。特例退職被保険者に関する事項では、規約変更により新規加入の制限を行える内容や標準報酬月額の見直され、上限が引き上げられました。

今年度は特例退職被保険者制度の収支が約14億円のマイナスになることが見込まれるなか、今後の特例退職被保険者制度の方向性については、慎重に議論を行ってまいります。

法改正に伴う標準報酬月額の変更

法改正により当組合の場合、標準報酬月額は44万円まで引き上げることが可能となりましたが、2016年度は1等級引き上げ、月額28万円とすることが組合会で承認されました。



標準報酬月額変更(280千円)の影響

(1) 70歳以上の負担割合

標準報酬月額が280千円になると、70歳以上の特例退職被保険者の医療費の自己負担割合は「原則3割」となります。なお、各人の収入確認を行い、以下の収入基準を満たす場合は、負担割合を2割に軽減する措置があります。毎年7月に収入確認を行い、負担割合を決定することとなりますので、ご協力をお願いいたします。

●医療費の自己負担割合が2割負担に軽減される収入基準

(2割負担となる方のうち、生年月日が1944年(昭和19年)4月1日以前の方は1割負担となります)

①	被保険者だけが70歳以上の場合で、被保険者の総収入が383万円未満のとき
②	被保険者とその扶養家族も70歳以上の場合で、2人の総収入合計が520万円未満のとき

(2) 高額療養費(自己負担限度額)の適用変更

●高額療養費の計算式

70歳未満	標準報酬月額	計算式
	ア	83万円以上
イ	53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
ウ	28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
エ	28万円未満	57,600円
オ	低所得者	35,400円

1等級アップすることで「28万円未満」の区分から「28万円以上53万円未満」の区分に変わります。

4月1日から1等級アップ

70歳以上	対象者	計算式	
		外来(個人ごと)	世帯単位(外来・入院)
	上位所得者(3割負担の方)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
	一般所得者(1~2割負担の方)	12,000円	44,400円

高齢受給者証の負担割合によって限度額が異なります。

※入院時の食事代や差額ベッド代は、高額療養費の対象となる費用に含まれません。

上記の通り、高額療養費の区分が変わるため、病院等での自己負担額が増額となりますが、シャープ健康保険組合には高額療養費の「付加給付」がありますので、自己負担額から2.5万円を差し引いた金額が自動で還付される仕組みとなっています。